

# 教育内容決定に関する教員意識についての研究

—現職教員へのアンケート調査を通して—

中山 雄介

A Study of Teachers' Attitudes toward Decisions on Educational Content: Through a Questionnaire Survey of In-service Teachers

Yusuke NAKAYAMA

In recent years, there have been many controversial issues regarding the government's intervention in educational content. A theory on the right to education claims that people, especially teachers, are entitled to decide on educational content and places them against the government. However, there is no debate on whether or not teachers actually demand discretion in determining educational content. Therefore, this study attempted to clarify some aspects of teachers' attitudes toward decisions on educational content through a questionnaire survey of in-service teachers. The survey targeted teachers at one junior high school and one high school, and 14 responses were obtained. The results showed that while several teachers recognize the merits of teachers' decision making, many feel that it is practically difficult for teachers to decide on educational content, citing the need to ensure the quality of education and the increased burden on teachers as the reasons.

## 4. 結語

## 目次

1. 本研究の背景と目的
2. アンケート調査
  - 2-1. 概要
    - 2-1-1. 対象
    - 2-1-2. 方法
    - 2-1-3. 質問項目
  - 2-2. 結果
    - 2-2-1. 選択式設問
    - 2-2-2. 自由記述式設問
3. 考察
  - 3-1. 選択式設問の回答から見る教育内容決定に関する教員意識
  - 3-2. 自由記述式設問の回答から見る教育内容決定に関する教員意識
  - 3-3. 教師の属性による回答の傾向

## 1. 本研究の背景と目的

日本では、各学校でのカリキュラム編成の基準として、文部科学省によって学習指導要領が定められている。学習指導要領は教育課程の基準として法的に位置づけられており<sup>1)</sup>、教育内容を規定する。このような国が教育課程の基準を定める仕組みにより、全国的な教育水準が保たれてきたと言える。

一方で、教育内容の決定権の所在は様々な場面で問われてきた。そして、司法の場では一応の決着がついている。例えば、旭川学テ事件最高裁判決では、親は一定範囲において子女に対する教育の自由を持ち、私学教育の自由や教員の教授の自由も限られた範囲において認められるが、国は子ども自身の利益の擁護のためまたは子どもの成長に対する社会公共の利

益と関心にこたえるために、必要かつ相当と認められる範囲において子どもの教育内容を決定する権能を有するとされた<sup>2</sup>。このように、教育内容の決定権は国と国民のどちらにも全面的には属せず、双方が一定範囲の権能を持つというのが司法による見解だろう。

しかし、裁判が行われた当時と現在では教育内容に関する状況も変化しており、国による教育への介入には賛否の分かれる事項も多い。例えば、旭川学テ事件裁判が行われた1976年当時に使われていた昭和47年施行の学習指導要領と、現在使われている平成29年告示の学習指導要領を比較すると、例として中学社会では「この順序に取り扱うことが望ましい」が「この順序で取り扱うものとし」となるなど教育方法についての規定がやや強い言い回しになったほか、「内容の取扱い」の部分で領土問題についての政府見解を確実に授業に取り入れさせるような記述も見られるようになった。また、裁判当時と現在の間には2006年の教育基本法改正という出来事が起きており、そこでは教育の目標として公共の精神や愛国心の育成が教育基本法に盛り込まれた<sup>3</sup>。それに関連して、例として中学音楽では、教育基本法改正直前の学習指導要領でそれ以前には見られなかった愛国心・郷土愛的な要素が盛り込まれ、教育基本法改正直後の学習指導要領からはそれについての共通教材も指定されるようになった<sup>4</sup>ことも注目に値する。

以上のように、教育内容決定権の所在については司法による一応の決着がついているが、時代が移り変わった今、問い直す意義はあると考えられる。さて、学術的にも教育内容の決定権の所在は長年の論争の対象である。そこでは大まかに言えば「国家の教育権」と「国民の教育権」の対立という構図になっている。したがって、ここで国による教育内容決定を批判的に捉えたとすれば、「国民の教育権」に着目することになるだろう。「国民の教育権」論において、例えば堀尾(1991)は、子どもの学習権の保障という親の責務を共同化して教師に信託したものとして学校を捉えており、それゆえ教師は専門的な知見に裏づけられた教育の創造的な実践者でなければならないとしている。しかし、このように教師に教育内容の創造を期待する一方で、実際に教師が教育内容決定の裁量を

求めているか否かといった点については議論が及んでこなかった。教育現場の多忙な教師が教育内容決定についてどのような意識を持っているのかという点は重要な問題だろう。そこで、本研究では、現職教員へのアンケート調査という手段を通して、教育内容決定に関する教員意識の一端を明らかにすることを目的とする。

## 2. アンケート調査

### 2-1. 概要

#### 2-1-1. 対象

アンケート調査の対象は、A高校とB中学に勤める教員である。縁故法により両校に依頼した。A高校は県立校で、進学校である。また、地域の伝統校として有名である。生徒数はおよそ1000人である。B中学は市立校で、目立った特徴は無いが、近年外国人生徒が増えてきている。生徒数はおよそ400人である。

#### 2-1-2. 方法

アンケートのツールとしてはGoogleフォームを使用した。A高校については教員1名にメールでURLを送付し、他の教員に共有して回答していただくように依頼した。B中学についてはQRコードを印刷して職員室に数枚掲示し、それを読み取って回答していただくように依頼した。その結果、A高校の教員からは2件、B中学の教員からは12件、計14件の回答を得た<sup>5</sup>。実施時期は2021年9月から10月にかけてである。

#### 2-1-3. 質問項目

質問項目は表1の通りである。Q1、Q2では担当教科と経験年数を質問した。Q3では現行の学習指導要領についての意識を調査した。Q4、Q5では教員個人による教育内容決定、教員の代表者による合議での教育内容決定という制度構想それぞれについて賛否を質問した。

「教育内容決定」という言葉は、人によって解釈が分かると考えられる。国レベルでの学習指導要領作成、地方自治体レベルや学校レベルでのカリキュラム編成、教師個人の授業デザインや教材選定とい

## 教育内容決定に関する教員意識についての研究

表1 アンケート調査の質問項目

質問番号	質問内容	回答方式・選択肢
Q1	ご担当の教科	自由記述
Q2	教員経験年数	自由記述
Q3	現行の学習指導要領は教育内容・教育方法を詳しく指定しすぎていると思いますか?	選択(はい・ちょうどよい・いいえ <sup>6)</sup> )
Q4-1	もし学習指導要領をより大まかなものとし、教員個人が詳細な教育内容・教育方法を定めることになるとしたら、賛成ですか?反対ですか?	選択(賛成・反対)
Q4-2	理由があれば教えてください。	自由記述
Q5-1	もし学習指導要領をより大まかなものとし、教員の代表者による合議で詳細な教育内容・教育方法を定めることになるとしたら、賛成ですか?反対ですか?	選択(賛成で自分も合議に参加したい・賛成だが自分は合議に参加したくない・反対)
Q5-2	理由があれば教えてください。	自由記述

表2 選択式設問の回答の組み合わせ

Q3	はい						ちょうどよい						いいえ					
	賛成			反対			賛成			反対			賛成			反対		
Q4-1	賛成で自分も合議に参加したい	賛成だが自分は合議に参加したくない	反対															
計	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	0	1	3

った、様々な段階が存在するためである。そこで、Q4及びQ5では、具体的に制度構想を提示し、それに対する賛否を問うという形をとった。

## 2-2. 結果

## 2-2-1. 選択式設問

14件の回答のうち、Q3の回答は「はい」が4件、「ちょうどよい」が5件、「いいえ」が5件だった。Q4-1の回答は「賛成」が5件、「反対」が9件だった。Q5-1の回答は「賛成で自分も合議に参加したい」が2件、「賛成だが自分は合議に参加したくない」が5件、「反対」が7件だった。また、Q3、Q4-1、Q5-1の回答を組み合わせ毎に集計すると表2のようになった。Q4-1「賛成」かつQ5-1「賛成で自分も合議に参加したい」という回答は2件だった。Q4-1「賛成」かつQ5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」という回答は2件だった。Q4-1「賛成」かつQ5-1「反対」という回答は1件だった。Q4-1「反対」かつQ5-1「賛成で自分も合議に参加したい」という回答は0件だった。Q4-1「反対」かつQ5-1「賛成だが自分は

合議に参加したくない」という回答は3件だった。Q4-1「反対」かつQ5-1「反対」という回答は6件だった。

## 2-2-2. 自由記述式設問

自由記述式設問の回答は、内容をいくつかの観点に分けることができた。内容ごとに分けてQ4-2、Q5-2の回答を抜粋したものが表3である。各回答には回答者の担当教科と教員経験年数、及びどの回答の理由を述べたものかを付記した。

教員による教育内容決定の意義に関する回答としては、教育の政治からの独立のための役割を教員が果たせると述べたもの、教員個人の教育観に言及したものの、地域や生徒の実態に応じた柔軟性のある教育内容が望ましいと述べたもの、教員の専門性が活かせると述べたものが見られた。授業者自身による教育内容決定の意義に関する回答としては、授業者自身の裁量が大きいことが望ましいと述べたものが見られた。教育の質の担保に関する回答としては、教員の技量や経験による指導の差に言及したものの、公

表3 内容ごとに分類した自由記述式設問の回答

<p>・教員による教育内容決定の意義について</p> <p>中学音楽・10年「教育は政治からの独立性も必要です。市町村学校の政治が右になろうと左になろうと現場の教員が教育の内容にコミットし、その中心を担うのは当然のことです。」(Q5-1「賛成で自分も合議に参加したい」)</p> <p>中学社会・15年「教員個人の教育観もあり、細かく指定されてしまうと教えづらくなってしまふ点もある。」(Q4-1「賛成」)</p> <p>中学英語・16年「地域や生徒の実態にそぐわない項目や内容があるのも事実なので、そのあたりを考慮して柔軟にできるのが望ましい。しかし履修漏れなどのリスクもあるので、慎重にやるべきだと思う。」(Q4-1「賛成」)</p> <p>高校公民・11年「教員の専門性が活かせるから」(Q4-1「賛成」)</p>
<p>・授業者自身による教育内容決定の意義について</p> <p>高校公民・11年「授業は授業をやる人間の裁量に任せる部分が多い方がのぞましいと考えるから。」(Q5-1「反対」)</p>
<p>・教育の質の担保について</p> <p>中学保健体育・6年「教員の技量により差が出てしまう可能性があるため」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学理科・14年「自由度が高まれば、クリエイティブな教育活動が可能になり、指導法などが改善されるところもあると思うが、公教育としバラツキが生じる可能性がある。(※筆者注:原文ママ)」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学理科・15年「履修内容に大きな差が出ると、進学先で生徒が困るから。」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学美術・14年「特に経験年数の少ない教員とベテラン教員による指導の差がさらに大きくなってしまふことが予想されるため。」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学国語・12年「生徒の実態に合わせて学習内容を決めると教育内容が偏ったり系統性が崩れたりすることもあるように感じられる。」(Q4-1「反対」)</p> <p>高校国語・14年「全国で一定水準の教育が行われるためには、国が学習指導要領の教育内容を定めておく必要があると感じるから。」(Q4-1「反対」)</p>
<p>・教員の負担について</p> <p>中学技術・12年「2点あります。1点目は教育内容に対するクレームが来た場合、責任をこちらで負わなければいけなくなり、対処しづらい。2点目は教育内容をこちらで精査する時間が取れないのではないかと懸念。」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学社会・5年「業務が多くなる」(Q4-1「反対」)</p> <p>中学国語・12年「若手教員、臨任教員、経験年数の高い教員の数を鑑みると経験年数の高い教員の負担が激増することが明らかである。」(Q4-1「反対」)</p>
<p>・教員の代表者による合議での教育内容決定について</p> <p>中学保健体育・6年「決められたものに従います。まだ経験もそこまでないので。」(Q5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」)</p> <p>中学社会・15年「学習指導要領を決めるほどの責任が持てない。大まかなものになるのは賛成である。」(Q5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」)</p> <p>中学美術・14年「一般教員の意見を取り入れることは大事だが、一般教員レベルの話ではないと思うから。」(Q5-1「反対」)</p> <p>中学技術・12年「人員不足が予想されるから。会議に出席し、その内容を決定するのは、並大抵の労力</p>

## 教育内容決定に関する教員意識についての研究

<p>ではないと予想できます。その間、学校の現場で活躍している教員が抜けることとなります。それは学校の現場にとっては痛手です。」(Q5-1「反対」)</p> <p>中学英語・16年「どういう基準で代表者を選出するのが重要かと思う。代表者を選出する段階で様々な問題が起きそうな気がします。」(Q5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」)</p> <p>高校国語・14年「上記の理由(※筆者注:全国で一定水準の教育が行われるためには、国が学習指導要領の教育内容を定めておく必要があると感じるから。)に同じ。ただ、学習指導要領の内容を決定する際には、教育論者や現場教員などの意見を広く取り入れつつ、国主導で世界をリードする人材の育成を進めてもらいたい。」(Q5-1「反対」)</p>
<p>・現行の制度との類似について</p>
<p>中学理科・14年「今のシステムでも教育内容・教育方法を決めるのは現場の教員であるから。」(Q5-1「反対」)</p> <p>中学理科・15年「結局は現行とさほど変わらなそうだから。」(Q5-1「反対」)</p> <p>中学国語・12年「現行学習指導要領においても、解釈の仕方や評価の仕方は自治体、学校ごとに丸投げの状態なので、さほど変わらと思えない。」(Q5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」)</p>

教育としての全国的な水準に言及したものの、履修内容の差により進学先で生徒が困ると述べたものが見られた。教員の負担については、教育内容についてのクレームへの対処が教員の責任になることに言及したものの、教育内容の精査などの業務負担に言及したものの、ベテラン教員に負担がかかると述べたものが見られた。教員の代表者による合議での教育内容決定に関する回答としては、教員の代表者による合議での教育内容決定に賛成だが自分は合議に参加したくない理由として経験が浅いため決められたことに従うということを書いたもの、学習指導要領を決めるほどの責任が持てないと述べたもの、会議に出席するために学校現場の人手不足が予想されることを述べたもの、代表者の選出方法に言及したものの、国による教育内容決定が必要だと述べたものが見られた。現行の制度との類似に関する回答としては、現行制度においても具体的な部分を決定するのは現場であるということを書いたものが見られた。

### 3. 考察

アンケート結果から言えることとして、まず現場の教員の意見は多様であるということが挙げられる。14件という少ない回答の中でも、Q4-1の回答は「賛成」が5件、「反対」が9件、Q5-1の回答は賛成寄り(計7件、「反対」が7件)というように意見が割れて

いた。また、表2の通り、組み合わせで見れば回答はばらついている。自由記述式の設問の回答についてもその内容は様々である。ここでは、選択式設問及び自由記述式設問の回答についての考察と、教員の属性による解答の傾向についての仮説を述べる。

#### 3-1. 選択式設問の回答から見る教育内容決定に関する教員意識

Q4-1「賛成」かつQ5-1「賛成で自分も合議に参加したい」という回答の組み合わせは、自分自身の手で教育内容を決定したいという考えを表していると推測される。Q4-1「賛成」かつQ5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」という回答の組み合わせは、自分の授業の教育内容は決定したいが他の教員に影響を及ぼしたくないという考えを表していると推測される。Q4-1「賛成」かつQ5-1「反対」という回答の組み合わせは、授業者自身による教育内容決定を重視する考えを表していると推測される。Q4-1「反対」かつQ5-1「賛成で自分も合議に参加したい」という回答の組み合わせは無かった。Q4-1「反対」かつQ5-1「賛成だが自分は合議に参加したくない」という回答の組み合わせは、自分で教育内容を決定したくはなく上からの決定には形を問わず従うという考えを表していると推測される。Q4-1「反対」かつQ5-1「反対」という回答の組み合わせは、教員による教育内容決定に反対する考えを表していると推測される。

### 3-2. 自由記述式設問の回答から見る教育内容決定に関する教員意識

自由記述式の設問の回答から、教員による教育内容決定のメリットを認識している教員がいるということがわかった。教員による教育内容決定の意義や授業者自身による教育内容決定の意義を述べた回答が複数存在した。

しかし、教育の質の担保や教員の負担などの面から、教員による教育内容決定は現実的には難しいと感じている教員が多かった。自由記述式の設問の回答では様々な懸念が述べられていた。特に、若手・臨任など経験の浅い教員の負担は無視できないと考えられる。14件の回答のうち3件が経験年数1桁の教員によるもので、そのうち2件に「業務が多くなる」、「決められたものに従います。まだ経験もそこまでないので。」という回答が含まれている。さらに、教育内容に対する責任を負うことも教員にとって大きな負担であると考えられる。実際に、教育内容についてのクレームへの対処が教員の責任になることに言及した回答があった。この点は、大桃(2000)が官僚制の弱体化によって教員の教育の自由の拡大に繋がる可能性がある一方で教員は親や地域住民の個別要求にも応えうる専門家への転換を求められると指摘しているように、重要な課題である。

以上のように、結論としては教員による教育内容決定の難しさを指摘する教員が多かった。しかしながら、アンケートの回答の中には「地域や生徒の実態にそぐわない項目や内容があるのも事実なので、そのあたりを考慮して柔軟にできるのが望ましい。しかし履修漏れなどのリスクもあるので、慎重にやるべきだと思う。」「自由度が高まれば、クリエイティブな教育活動が可能になり、指導法などが改善されるところもあると思うが、公教育としバラツキが生じる可能性がある。(※筆者注:原文ママ)」のように、1つの回答の中で教員による教育内容決定の意義と課題両方が指摘されているものも多い。つまり、課題を解決することさえできれば、教員による教育内容決定は可能であり、教員は意義を感じながらそれを行えるとも言えよう。したがって、今後より高い教育的効果を生む教育内容決定制度を模索するうえで、

教員による教育内容決定における課題やその解決法について検討することは重要だろう。

加えて、現行制度そのものについての検討も重要である。アンケートの回答の中には現行制度においても現場の裁量はあるという趣旨のものが3件あった。現行制度における現場の裁量はどの程度なのか、またそれに対する教員意識はどのようなものなのかといったことについて、さらに調査を進める必要がある。

### 3-3. 教員の属性による回答の傾向

複数名の担当教員から回答があった教科は社会科、理科、国語科だった。社会科では3件中2件が教員による教育内容決定に賛成寄りだった。理科では3件中2件が教員による教育内容決定に反対寄りだった。国語科では2件中2件が教員による教育内容決定に反対寄りだった。このことから、教科の性質によって教員の教育内容決定に関する意識に何らかの傾向が存在するのではないかという仮説が考えられる。例えば、社会科では解釈の分かれる事項を多く扱うため教員による教育内容決定に肯定的な教員が多く、理科では解釈の分かれる事項がそれほど多くないため教員による教育内容決定に否定的な教員が多いのではないかといった形である。

A高校の教員からの回答は2件だったが、そのうち1件は全国的な教育の質の担保を、もう1件は授業者自身による教育内容決定を重視しているというように、2件ともはっきりとした考えが表れていた。このことから、勤務校の性質によって教員の教育内容決定に関する意識に何らかの傾向が存在するのではないかという仮説が考えられる。例えば、進学校であり地域の伝統校であるA高校のような学校に勤務する中で、教育のあり方についてははっきりとした意見を持つようになったのではないかといった形である。もしくは、中学校と高校という学校種の違いが影響していることも考えられる。

ただし、ここで考察した教員の属性による回答の傾向は、非常に少ない回答数から導かれたものであり、あくまで仮説の域を出ない。今後検証することが必要である。

#### 4. 結語

本研究では、現職教員へのアンケートを通して、教育内容決定に関する教員意識の一端を明らかにすることを試みた。その結果、教員による教育内容決定のメリットは認識されているものの、教育の質の担保や教員の負担といった観点から教員による教育内容決定は現実的には難しいと考えている教員が多いという結論に至った。しかしながら、教員による教育内容決定の課題が浮かび上がったことや、そうした課題とその解決法についての検討の必要性や現行制度についての検討の必要性が示唆されたことは注目に値する。今回得られた知見をもとに、子どもにとってより良い教育が行われるような教育内容決定のあり方について今後も研究を進める必要がある。また、本研究では、担当教科や勤務校といった教員の属性による教育内容決定に関する意識の傾向についても仮説が得られた。今後こうしたことについても研究を進める必要がある。

ただし、今回のアンケート調査の回答は14件という非常に少ないものであり、対象の抽出も無作為ではない。したがって、そこから得られた知見を一般化しづらいことは否めない。今後より多くの教員を対象にアンケート調査を行うことや、個々の教員により詳細なインタビュー調査を行うことなどを通して、データを蓄積することが必要である。

加えて、アンケート調査で質問されて出てくる回答と、普段の教育活動を規定している意識は異なっている可能性がある。また、論文中でも述べたように「教育内容決定」という言葉の捉え方が人によって異なる可能性がある。したがって、教育内容決定に関する教員意識を調査するうえではアンケート調査という手法自体に限界が存在することが考えられる。そこで、今後実際のカリキュラム編成における教師の活動から教育内容決定に関する意識を読み取るような手法を試すことも必要だろう。

#### 註

<sup>1</sup> 学校教育法施行規則第74条など参照。

<sup>2</sup> 最大判昭和51年5月21日刑集第30巻5号615頁参照。

<sup>3</sup> 教育基本法第2条参照。

<sup>4</sup> 中学校学習指導要領(平成5年4月施行)など、中学校学習指導要領(平成14年4月施行)、中学校学習指導要領(平成20年3月告示)参照。

<sup>5</sup> 自由記述式設問の回答を詳しく分析するために、対象が2校と少なくともアンケート調査という手法をとったが、結果として想定より回答が集まらなかった。インタビュー調査を行うべきであった。

<sup>6</sup> 「現行の学習指導要領は教育内容・教育方法を詳しく指定しすぎていない」と考えている場合に「ちょうどよい」と「いいえ」のどちらを選択すればよいか明確でない点は設問の不備だった。「詳しくすぎる・ちょうどよい・粗すぎる」といった選択肢にするか、数値で回答するような方式にすべきであった。

#### 参考文献

- 大桃敏行 (2000) 「地方分権の推進と公教育概念の変容」『教育学研究』第67巻、第3号、23-33頁  
堀尾輝久 (1991) 『人権としての教育』岩波書店